特定化学物質標識

酸化プロピレン等／ 1,1- ジメチルヒドラジン等
1,4- ジクロロ -2- ブテン等／ 1,3- プロパンスルトン等

労働安全衛生法施行令等の一部を改正する政令及び
労働安全衛生規則等の一部を改正する省令の施行について

平成 23 年 4 月 1 日より施行されます。

○「酸化プロピレン等」、「1,1- ジメチルヒドラジン等」 ー特化則第 38 条の 3 関係
※特別管理物質に追加され、製造、又は取り扱う作業に従事する労働者が見やすい箇所に掲示しなければならない。

○「1,4- ジクロロ -2- ブテン等」 ー特化則第 38 条の 17 関係
※特別管理物質に準じ、製造、又は取り扱う作業に従事する労働者が見やすい箇所に掲示しなければならない。

○「1,3- プロパンスルトン等」 ー特化則第 38 条の 19（新設）関係
※製造、又は取り扱う作業に従事する労働者が見やすい箇所に掲示、及び取り扱う作業場である旨を掲示しなければならない。

特定化学物質障害予防規則より抜粋
1、特別管理物質の名称　2、特別管理物質の人体に及ぼす作用　3、特別管理物資の取り扱い上の注意事項　4、使用すべき保護具

下記の４種の特定化学物質標識の発売を開始いたしました。

酸化プロピレン等

C_3H_6O

人体に及ぼす作用

◎飲み込むと有害。
◎吸入すると咳、咽頭痛や生命に危険を及ぼすおそれがある。
◎皮膚に接触すると発赤や重篤な薬傷を起こす。
◎眼に入ると発赤や痛みを伴い、重篤な損傷をうける。
◎アレルギー性皮膚反応を起こすおそれ。
◎遺伝性疾患のおそれの疑い。
◎発がんのおそれの疑い。
◎生殖能又は胎児への悪影響のおそれの疑い。
◎呼吸器への刺激のおそれ。

取扱い上の注意事項

◎すべての安全注意を読み理解するまで取扱わないこと。
◎使用前に取扱説明書を入手すること。
◎この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしないこと。
◎熱、火花、裸火、高温のもののような着火源から遠ざけること。ー禁煙。
◎防爆型の電気機器、換気装置、照明機器を使用すること。静電気放電や火花による引火を防止すること。
◎個人用保護具や換気装置を使用し、ばく露を避けること。
◎保護手袋、保護衣、保護眼鏡、保護面を着用すること。
◎屋外又は換気の良い区域でのみ使用すること。
◎ミスト、蒸気、スプレーを吸入しないこと。
◎取扱い後はよく手を洗うこと。
◎汚染された作業衣を作業場から出さないこと。

保護具

◎指定された呼吸用保護具を着用すること。
◎ばく露の可能性があるときは、送気マスク、空気呼吸器、又は酸素呼吸器を着用する。
◎適切な保護手袋、保護眼鏡（普通眼鏡型、側板付き普通眼鏡型、ゴーグル型）保護面を着用すること。
◎ニトリルゴム及び他には適切な保護材料ではない。ネオプレンが推奨される。
◎飛沫を浴びる可能性のある時は、全身の化学用保護衣（耐酸スーツ等）を着用する。
◎「切の接触を防止する場合は、全面耐薬品性防護服（例えば、酸スーツ）を着用すること。
◎しぶきの可能性がある場合は、全面耐薬品性防護服（例えば、酸スーツ）及びブーツが必要である。

応急措置

◎吸入した場合 ―― 被災者を新鮮な空気のある場所に移動し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。直ちに医師に連絡すること。気分が悪い時は、医師の手当、診断を受けること。
◎皮膚に付着した場合 ―― 直ちに汚染された衣類をすべて脱ぐこと、又は取り去ること。直ちに医師に連絡すること。皮膚を速やかに多量の水とシャワーで洗浄すること。皮膚刺激が生じた場合は医師の診断、手当を受けること。汚染された衣類を再使用する前に洗濯すること。
◎目に入った場合 ―― 直ちに医師に連絡すること。水で数分間注意深く洗うこと。次に、コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。眼の刺激が持続する場合、診断を受けること。
◎飲み込んだ場合 ―― 直ちに医師に連絡すること。口をすすぐこと。無理に吐かせないこと。気分が悪い時は、医師の手当、診断を受けること。

特化則第 38 条の 3 関係の特別管理物質に追加

1,1-ジメチルヒドラジン等

$C_2H_8N_2$

人体に及ぼす作用

◎飲み込むと痙攣を起こす。
◎皮膚に接触すると吸収される可能性あり。皮膚熱傷、痛み。
◎吸入すると生命に危険を及ぼすおそれあり。灼熱感、咽頭痛、咳、頭痛、息苦しさ、吐き気、胃痙攣、嘔吐。
◎眼に入ると痛み、かすみ眼、重度の熱傷、回復不能な視力喪失。
◎遺伝性疾患のおそれ。
◎発がんのおそれの疑い。
◎生殖能又は胎児への悪影響のおそれの疑い。
◎神経系、呼吸器系の障害。
◎長期又は反復ばく露による神経系、腎臓、肝臓、血液の障害。

取扱い上の注意事項

◎使用前に取扱説明書を入手すること。
◎すべての安全注意を読み理解するまで取扱わないこと。
◎熱、火花、裸火のような着火源から遠ざけること。ー禁煙。
◎静電気的に敏感な物質を積みなおす場合は、容器及び受器を接地、結合すること。
◎防爆型の電気機器、換気装置、照明機器等を使用すること。静電気放電に対する予防措置を講ずること。
◎火災を発生しない工具を使用すること。
◎適切な保護手袋、保護眼鏡、保護面、保護衣、呼吸用保護具を着用すること。
◎必要に応じて個人用保護具や換気装置を使用し、ばく露を避けること。
◎ミスト、蒸気、スプレーを吸入しないこと。
◎屋外又は換気の良い区域でのみ使用すること。
◎この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしないこと。
◎取扱い後はよく手を洗うこと。
◎容器を密閉しておくこと。
◎環境への放出を避けること。

保護具

◎ばく露の可能性のあるときは、送気マスク、空気呼吸器、又は酸素呼吸器を着用する。
◎適切な呼吸器保護具、保護手袋、保護眼鏡、保護面、保護衣を着用すること。

応急措置

◎吸入した場合 ―― 被災者を新鮮な空気のある場所に移動し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。医師に連絡すること。気分が悪い時は、医師の手当、診断を受けること。
◎皮膚に付着した場合 ―― 皮膚を速やかに多量の水と石鹸で洗浄すること。気分が悪い時は、医師の手当、診断を受けること。汚染された衣類を再使用する前に洗濯すること。
◎目に入った場合 ―― 水で数分間注意深く洗うこと。医師の診断、手当を受けること。眼の刺激が持続する場合は、医師の診断、手当を受けること。気分が悪い時は、医師の手当、診断を受けること。
◎飲み込んだ場合 ―― 直ちに医師に連絡すること。口をすすぐこと。気分が悪い時は、医師の手当、診断を受けること。

1,4-ジクロロ-2-ブテン等

$C_4H_6Cl_2$

人体に及ぼす作用

◎飲み込むと有毒。
◎皮膚に接触すると薬傷、かぶれ、ただれ、発赤を起こすおそれがある。
◎吸入すると喉の炎症、咳、息苦しさ、息切れ、頭痛、吐き気、咽吐、咽頭炎、気管支炎、肺炎、肺水腫、筋肉の麻痺。症状は遅れて現れることがあり、生命に危険を及ぼすおそれがある。
◎重篤な眼の刺激、損傷。
◎遺伝性疾患のおそれ。
◎発がんのおそれ。
◎生殖能又は胎児への悪影響のおそれの疑い。
◎呼吸器系、中枢神経、肝臓、腎臓、脾臓の障害。
◎眠気又はめまいのおそれ。
◎長期又は反復ばく露による呼吸器系、肝臓の障害。

取扱い上の注意事項

◎使用前に使用説明書を入手すること。
◎すべての安全注意を読み理解するまで取扱わないこと。
◎熱、火花、裸火のような着火源から遠ざけること。ー禁煙。
◎静電気的に敏感な物質を積みなおす場合は、容器及び受器を接地、結合すること。
◎防爆型の電気機器、換気装置、照明機器等を使用すること。静電気放電に対する予防措置を講ずること。
◎火災を発生しない工具を使用すること。
◎個人用保護具や換気装置を使用し、ばく露を避けること。
◎適切な呼吸用保護具、保護手袋、保護眼鏡、保護面、保護衣を着用すること。
◎使用中に吸入されうる粒子が発生するかもしれない場合は、ミストを吸入しないこと。
◎ミスト、蒸気を吸入しないこと。
◎この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしないこと。
◎屋外又は換気の良い区域でのみ使用すること。
◎取扱い後はよく手を洗うこと。
◎環境への放出を避けること。

保護具

◎適切な呼吸用保護具、保護手袋、保護眼鏡、保護面、保護衣を着用すること。
◎ばく露の可能性のあるときは、送気マスク、空気呼吸器、又は酸素呼吸器を着用する。
◎ニトリルゴム及び他には適切な保護材料ではない。ネオプレンが推奨される。
◎飛沫を浴びる可能性のある時は、全身の化学用保護衣（耐酸スーツ等）を着用する。
◎安全眼鏡を着用すること。換気用ゴグルは眼の損傷によって眼及び顔面接触が起こりうる時は、化学スプラッシュゴーグル、及び顔面シールドを着用すること。
◎しぶきの可能性がある場合は、全面耐薬品性防護服（例えば、酸スーツ）及びブーツが必要である。

応急措置

◎吸入した場合 ―― 被災者を新鮮な空気のある場所に移動し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。医師に連絡すること。
◎皮膚に付着した場合 ―― 直ちに汚染された衣類をすべて脱ぐこと、又は取り去ること。直ちに医師に連絡すること。皮膚を流水又はシャワーで洗うこと。汚染された衣類を再使用する前に洗濯すること。
◎目に入った場合 ―― 水で数分間注意深く洗うこと。次に、コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。直ちに医師に連絡すること。
◎飲み込んだ場合 ―― 直ちに医師に連絡すること。口をすすぐこと。無理に吐かせないこと。

特化則第 38 条の 17 関係に追加

1,3-プロパンスルトン等

$C_3H_6O_3S$

人体に及ぼす作用

◎飲み込むと有毒。ヒトで発がん性を示す可能性がある。
◎皮膚に接触すると吸収される可能性あり。発赤。
◎眼刺激。発赤。
◎遺伝性疾患のおそれの疑い。
◎発がんのおそれの疑い。
◎呼吸器への刺激のおそれ。

取扱い上の注意事項

◎すべての安全注意を読み理解するまで取扱わないこと。
◎使用前に取扱説明書を入手すること。
◎この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしないこと。
◎個人用保護具や換気装置を使用し、ばく露を避けること。
◎保護手袋、保護衣を着用すること。
◎屋外又は換気の良い区域でのみ使用すること。
◎粉じんを吸入しないこと。
◎取扱い後はよく手を洗うこと。

保護具

◎適切な呼吸器保護具、保護手袋、保護眼鏡（普通眼鏡型、側板付き普通眼鏡型、ゴーグル型）、保護面を着用すること。
◎しぶきの可能性がある場合は、全面耐薬品性防護服（例えば、酸スーツ）及びブーツが必要である。

応急措置

◎吸入した場合 ―― 被災者を新鮮な空気のある場所に移動し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。医師の診断、手当を受けること。気分が悪い時は、医師に連絡すること。
◎皮膚に付着した場合 ―― 直ちに汚染された衣類をすべて脱ぐこと、又は取り去ること。皮膚を速やかに多量水と石鹸で洗浄すること。皮膚刺激が生じた場合、医師の診断、手当を受けること。気分が悪い時は、医師に連絡すること。汚染された衣類を再使用する前に洗濯すること。
◎目に入った場合 ―― 水で数分間注意深く洗うこと。次に、コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。眼の刺激が持続する場合は、医師の診断、手当を受けること。気分が悪い時は、医師に連絡すること。
◎飲み込んだ場合 ―― 直ちに医師に連絡すること。口をすすぐこと。気分が悪い時は、医師に連絡すること。

特化則第 38 条の 19（新設）関係に追加

■サイズ／ 450×600×1.5mm　■材　質／エンビ　■印刷方法／インクジェット

価格に関しましては、担当営業までお問い合わせください。ご注文の際は、特 38－○○（物質名）をご指定下さい。
製品は受注生産となり、納品まで多少の納期がかかります。予めご了承下さい。

大　阪／〒550-0003　大阪市西区京町堀3－3－23
TEL.06-6441-3821(代)　FAX.06-6441-2773
株式会社日本緑十字社
東　京／〒114-0024　東京都北区西ヶ原1-20-16 西ヶ原コアビル
TEL.03-3918-8250(代)　FAX.03-3918-8201
許可なく転載を禁ず